

日本 DOHaD 研究会（国際 DOHaD 学会・日本支部）規約

第1条（名称）

本会は、日本 DOHaD 研究会と称する。また英文名を、Japan Society for Developmental Origins of Health and Disease（略称、J-DOHaD）とする。

第2条（組織の位置づけ）

本会は、国際 DOHaD 学会・日本支部（The International Society for Developmental Origins of Health and Disease, Japan Branch）と位置づけられる。

第3条（目的）

生活習慣病をはじめとする非感染性の成人期慢性疾患（Non-communicable diseases）の発症素因形成と発達期（受精時から胎芽期、胎児期、乳幼児期）の環境との関連性を明らかにすることにより、次世代の健康確保を目的とするものである。また同時に、環境と遺伝子との相互関連が次世代の健康（精神・身体・代謝性疾患・寿命・活動性等）及び社会構造を決定するという新たな視点に立脚した生命科学・予防医学・社会科学研究を推進するものである。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 生命科学、社会科学等多分野の専門家とともに DOHaD の視点から、胎生期・乳幼児環境の健康への影響に対する研究を推進する。またその対社会的影響を研究する。更にその成果に基づき介入・改善方法を確立し、社会に還元する。
- ② 国際 DOHaD 学会との連携を強め、研究戦略、研究知見などの情報交換・連携を推進し、日本に加え世界の次世代健康を確保する研究を推進する。
- ③ DOHaD の重要性を行政や非政府系団体・多様な組織を含めて広く社会に発信する活動を行なう。また社会との交流窓口として機能する。
- ④ DOHaD 研究を、広い視野から討論するための定期的な会合を開催し、日本の DOHaD 研究を推進していく。またその活動を通じて、DOHaD 研究に参画する研究者を拡大していく。
- ⑤ 研究助成のために、基金の必要性を提唱する。

第5条（構成および会員）

1. 本会は、第3条に掲げる目的に賛同し、第4条に掲げる活動に協力可能な個人会員で構成する。
2. 本会への入会には、所定の手続きを経て、第7条に定める幹事会の承認を必要とする。

3. 個人会員以外で、本会の目的に賛同し、活動支援が可能な団体は、幹事会の承認により、賛助会員になることができる。

第6条 (幹事、代表幹事および幹事会)

1. 本会の運営を行うために、幹事をおく。
2. 本会は、国際 DOHaD 学会・日本支部と位置づけられるので、幹事は、国際 DOHaD 学会の会員であることを要する。
3. 本会は、個人会員の中から互選により選出された幹事で構成される幹事会によって運営する。
4. 幹事会は本会の意思決定機関である。
5. 幹事会は、幹事の中からの互選により、代表幹事 (1 名)、副代表幹事 (2 名)、会計監査 (2 名) を選出する。
6. 代表幹事、副代表幹事、会計監査の任期はいずれも 2 年とし、再任を妨げない。
7. 本会には、幹事のほかに顧問を置くことができ、幹事会の審議を経て、代表幹事が指名するものとする。顧問は必ずしも会員である必要はない。
8. 幹事会が必要と認めた顧問、個人会員ならびに賛助会員は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
9. 幹事会は、幹事の三分の二以上 (委任状を含む) の出席をもって成立する。
10. 幹事が幹事会に出席できない場合は、幹事の指名する個人会員の代理出席を認める。
11. 代表幹事および副代表幹事は、本会の代表および副代表として、本会の活動を統括する。
12. 幹事会は、本会の運営に関わる以下の役割を果たす。
 12. 1. 研究戦略の決定
 12. 2. 研究計画案・実施計画書案の作成 (委託を含む)・承認
 12. 3. 研究計画・実施計画の進捗管理
 12. 4. 論文執筆・学会発表、ならびに執筆者・発表者の決定
 12. 5. 入会希望会員の受け入れ評価と承認
 12. 6. 新幹事の審査と承認
 12. 7. 会計監査の承認
 12. 8. 国内、海外の研究状況に関する情報の分析
 12. 9. 国際 DOHaD 学会との連携に関する協議
 12. 10. その他、重要事項の協議
13. 幹事会は、毎年 1 回以上開催する。また、研究戦略・研究計画、研究集会開催などについての協議が必要と判断されたとき、または、三分の一以上の幹事から共同提案があった場合は、臨時幹事会を開催する。
14. 個人会員は、幹事会を傍聴することができる。また、代表幹事の許可を得た場合、発言することができる。

第7条 (研究基金および会計監査)

1. 本会の研究活動のための基金は、個人会費、行政府の公的助成金、賛助会員からの寄付金などを充てる。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
3. 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を幹事会に報告しなければならない。
4. 個人会員会費 一般 3,000 円 学生 1,000 円
5. 賛助会員会費 団体 50,000 円 (一口) 以上

第8条 (退会)

この研究会の会員は次の各項のいずれかに該当する場合は会員の資格を失う。

1. 本人より退会の申し出があったとき
2. 会費を2年以上滞納したとき
3. 死亡したとき
4. 会員がこの研究会の名誉を著しく傷つけたと判断されるような行為があった場合に、幹事会の決議により除名が決定したとき

第9条 (その他、付則)

1. 本会の事務局の所在は、幹事会の決定による。当面、以下の早稲田大学総合研究機構内に置く。

日本 DOHaD 研究会事務局
早稲田大学総合研究機構内
〒169-8555 東京都新宿区大久保 3-4-1
早稲田大学 55 号館 S 棟 905
TEL & FAX 03-5286-2679
E-mail jdohad@niph.go.jp

2. 事務局は、事務局代行を委託することができる。
3. 本会の発展に伴い、定例総会などの開催、研究会組織改正などの必要性が生じた場合は、適宜、規約を改定する。
4. 本規約は、2012年8月4日より施行する。
5. 本改定規約は、2014年4月1日より施行する。